

判例紹介

国土交通省
北海道開発局建設部
建設行政課建設監督官

市川 直也

大雨による斜面崩落により 建物が損壊した事故につき、 本件斜面の大部分は国道の斜面 ではなく民地であると認められるため、 道路管理者が管理していた事実は 認められないとされた事例

1 判例紹介

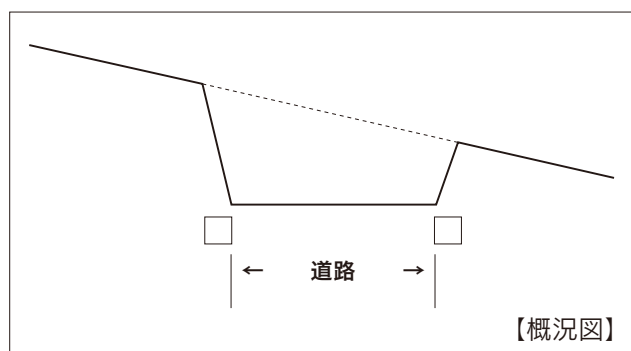
● 事案の概要

本件は平成13年1月10日午前5時30分頃、原告が勤務していた伊豆半島の東海岸に面したEホテル（以下「Eホテル」という。）の建物（以下「本件建物」という。）と、その西側を海岸線に沿ってほぼ南北に縦走する国道135号線（以下「本件国道」という。）との間に挟まれて存在する急な傾斜地（以下「本件斜面」という。）が、幅約10メートル、高さ約15メートル、厚さ約2～3メートルにわたって崩壊する事故が発生し（以下「本件事故」という。）、そのため本件建物の一部が崩れ落ち、Eホテルに勤務していた原告が生き埋めの状態となり、死亡した。

原告（相続人）らは、被告静岡県及び被告国を相手に、同事故は国道の設置・管理の瑕疵に起因して発生したものであると主張した。

〔静岡地方裁判所沼津支部

平成16年9月8日判決 請求棄却〕



● 裁判所の判断（抜粋）

（1）本件斜面は公営造物に該当するかなど

本件斜面の全体が本件国道と一体をなしこれを保持する法面であるから公営造物に該当する旨の原告らの主張は、上記対象斜面を除くその余の斜面については理由がない。

（2）被告静岡県の責任

本件斜面の全体が本件国道と一体をなしこれを保持する法面であるから公営造物に該当する旨の原告らの主張は、上記対象斜面を除くその余の斜面については理由がない。

ア 本件斜面自体の設置・管理の瑕疵について

被告静岡県において、対象斜面がその余の本件斜面によって影響を受け本件国道の安全を脅かすに至っている具体的危険性を予見することはもとより困難であり、本件事故までに、崩壊斜面がその周辺と比較して、地質的に脆弱な地盤であることを被告静岡県は把握していなかった点を考慮しても、被告静岡県に対象斜面の管理において瑕疵を認めることは困難というべきである。

イ 本件標識の設置・管理の瑕疵について

当時本件斜面自体が崩落等の危険にさらされていたとしても、崩落を開始した斜面中腹にある本件擁壁付近の土圧の変化が、本件標識のコンクリート基礎と地面との間の隙間からの浸水による

ものであることが立証されなければ、前記被告静岡県管理上の瑕疵を認めることはできないところ、本件においては、これを認めるに足りる証拠はない。また、本件標識のコンクリート基礎と地面との隙間からの浸水の可能性自体は否定できないとしても、前記認定の本件標識の設置、施工方法からみて、その浸水量は通常の地面の場合と大きな開きがあるものとは認め難いし、これまでに本件標識の設置された箇所地盤等に何らかの異常が発生するなど、その危険性を窺わせる事情を認めうる証拠もない。

ウ 側溝の設置・管理の瑕疵について

本件国道の両脇の側溝の排水能力に違いがあることや、海側の側溝の海側の壁が高くなっていなかったからといって、側溝として有すべき通常の安全性を欠いていたものとは到底いえないし、本件事故に結びつくような瑕疵があったとは認められない。

(3) 被告国の責任

本件国道は、被告国において設置したものであるが、前記認定によれば、本件国道の設置において瑕疵があるとは認められない。

また、本件国道の管理は、対象斜面を含め、これを専ら被告静岡県において行ってきたものであり、被告国が関与した事実は認められない。すなわち、本件国道は、一般国道の指定区間を指定する政令による指定区間とされておらず、本件国道の管理は、その設置以来、法定受託事務として被告静岡県が行い、前記認定によれば、被告国がこれに関与できる場合に該当せず、もとより被告国は管理につき費用を負担していない。したがって、本件において、被告国は、本件国道の管理につき責任を負う主体ないし立場にはなく、管理上の瑕疵を理由とする原告らの主張は失当である。

(4) 結論

以上によれば、原告らの主張は、その余の争点について判断するまでもなくいずれも採用できず、本件請求は理由がないから、これらを棄却することとし、訴訟費用の負担について、主文のとおり判決する。

2 終わりに

本件において、裁判所は、本件斜面の大部分は国道の斜面ではなく民地であると認められるため、道路管理者が管理していた事実は認められないとされ、道路管理に瑕疵があったとは認められませんでした。

しかしながら、道路管理を行うにあたっては、自然現象等を相手にしていることもあり、たとえ、大部分が民地である斜面等においても、このような訴訟が提起される恐れもあることから、事故の発生をなくすことは困難であるものの、常日頃の維持管理業務を行うにあたっては、定期的な道路巡回等の実施は非常に重要な位置づけを担っております。

様々な事態を想定し、それらに対応できるよう意識した姿勢が求められていると思います。